

香南市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

目 次

- 1 . 計画の趣旨、現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 1
- 2 . 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 2
- 3 . 目標（令和 11 年度）・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 2
- 4 . 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・・・・・P 3
- 5 . 関連する取組、今後のフォローアップについて・・・・・・・・P 7

令和 8 年 3 月

香南市教育委員会

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

この計画は、教員が心身ともに健やかに働き続けることができ、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)が実現される職場環境の構築を目的として、公立の義務教育諸学校の教職員の給与等に関する特別措置法及び文部科学大臣の指針に基づき策定するものである。

教育職員の業務量の適切な管理や、健康確保を図り、職場環境の改善や業務負担の軽減・効率化を図る。これにより、本来業務である授業改善や生徒指導等に適切な時間を充て、意欲と能力を最大限発揮し、学校教育の質の向上につながるようとする。

(2) 本市の現状

本市では、令和2年5月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「香南市立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関する規則」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。また、第2期香南市教育振興基本計画に基づく取組をはじめ、教育研究所や各校独自の取組も相まって働き方改革を進めてきている。

【R7年度までの取組】

〈教育委員会〉

香南市会計年度任用職員(特別支援教育支援員、生活・学習支援員、教員業務支援員等)を積極的に配置した。

校務支援システムや共有フォルダの活用、オンライン会議、電子版のアンケート等校務DX化を進めている。

共同学校事務室を設置したことで、各学校における事務処理の不備、契約や発注、不正の防止に努めている。

中学校における「部活動の地域展開」に向けて協議を重ねてきている。

〈学校〉

留守番電話機能の運用を開始した。

保護者用連絡ツールの運用により、家庭への配布物を少なくし、印刷する時間や印刷費用の削減、事務処理に関わる業務の軽減を図っている。

行事等の見直しや精選を重ねながら、取組時間や当日の時間短縮を行っている。

研修会等における内容の精選、時間配分を考えた研修会等の運営に努めている。

校務DXによる情報の共有をはじめ、ペーパーレス化が進み、会議等の準備時間の削減を行っている。

児童生徒の負担軽減(学びの質の向上)と教員の負担軽減(働き方改革)を目的として標準を大きく上回る授業時数や、校時表を見直したりしている。

このような取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間を 上回る割合	月 80 時間を 上回る割合	年間総時間数が 360 時間以内の割合
小学校	月 33.8 時間	25.7%	3.2%	52.9%
中学校	月 44.2 時間	32.3%	12.5%	34.8%

- ・個別の教育的課題に対応するため、研究や研鑽等が常に必要であり、教師自身の高い責任感等から時間外在校等時間が減少しにくい実態がある。
- ・小学校と中学校の年平均に 10 時間以上の差があることから、中学校は特に部活動業務の負担がある。

2. 計画の期間

令和 11 年度の目標達成を目指すため、令和 8・9 年度を第 1 期の取組期間（9 年度末に取組を検証）とし、令和 10・11 年度を第 2 期の取組とする。

3. 目標(令和11年度)

○ 本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1 年間における 1 箇月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度にする【R6 37 時間】
- ・ 1 年間の時間外在校等時間の総時間数が 360 時間以内の教職員の割合 100%にする
【R6 48%】

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を 17 日以上にする。
【R5：8月～R6：7月平均 16 日】
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を減少させる。
【R6 自組織（香南市）8.9%、組合（全国）11.4%】
- ・ ストレスチェックの質問項目「仕事や生活の満足度」の肯定的な回答の割合を、維持または向上させる。
【R6 自組織（香南市）56.2、組合（全国）54.6】 偏差値

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 「業務の3分類」

学校と教師の業務の3分類

▶ 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、**サービス監督教育委員会**は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
 ▶ 学校は、**学校運営協議会**等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外的見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械整備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

教師の業務だけが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進



まず取り組めること・取り組むべきことは何か、話し合うことが大切です。

(文部科学省 HP より)

(2) 「業務の3分類」を踏まえた香南市の業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

学校徴収金の現金集金の廃止（「3分類」 関係）

- ・学校徴収金は、令和9年度に口座振替に切り替え、教員の集金作業の一部軽減を図る。
- ・香南市共同学校事務室と連携し、口座振替に向けての準備を加速させる。

保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案（通常業務に支障を来すもの）への対応（「3分類」 関係）

- ・課題解決困難事案(学校の対応で改善すべきことを誠実に対応した上でも解決できない事案)に対しては、香南市教育委員会事務局への報告・相談を行い、場合によって顧問弁護士を活用や高知県教育委員会の「スクールロイヤー活用事業」等関係機関と繋げ、専門的な立場から解決に向けた助言と支援を行い、早期解決を図る。
- ・こちらの発言に責任をもつ意味でも、対応を記録するための電話録音機能の設置について検討する。

「3分類 関係」については、すでに取り組んでいると判断するため、現在のところ記載はなし。

□ 教師以外が積極的に参画すべき業務

調査・統計等への回答（「3分類」 関係）

- ・香南市教育委員会から発出される調査・統計等にあたってはその量の縮減や内容の精選に努める。
- ・校務支援システムの文書收受回答機能やアンケート機能等を活用することによって、回答に係る事務負担を軽減する。

学校環境整備（「3分類」 関係）

- ・学校の環境整備については香南市内の学校用務員が共同実施で各校を回り、グラウンドや校舎周辺の草刈りや清掃等ができるよう検討していく。

部活動の地域展開等（「3分類」 関係）

- ・休日のみならず、平日においても令和13年度までに全ての部活動の地域展開を目指すための協議を重ねていく。
- ・地域にあるスポーツ団体、社会教育認定団体、文化協会による子どもの受け入れ団体を確保する（令和7年度から取組中）。
- ・広く子どもたちに地域にある団体を周知し、スポーツや文化に親しむ環境を作り、部活動の地域展開への足掛かりとする。
- ・地域展開移行期間では、部活動指導員の配置等を進める。
- ・生徒や部顧問の過度な負担とならないよう、各学校の部活動が参加する大会等を精査したり上限の目安等を決めたりする。
- ・休日の活動（練習）の必要性について協議を重ねていく。

「3分類」 関係については、全校に対して管理職や担当教職員と支援員等が連携を図りながら管理をお願いできる状況にはないため、現在のところ記載はなし。

「3分類」 関係については、各校が臨機応変に対応できていると判断するため現在のところ、記載はなし。

「3分類」 関係については、支援員や地域学校協働本部の方にトラブル等の対応をお願いするのは負担がかかると判断し、現在のところ記載はなし。

「3分類」 関係については、複数の学校がすでに校内清掃の実施回数等を工夫しているため、現在のところ記載はなし。

八 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

授業準備、学習評価や成績処理、学校行事の準備・運営（「3分類」 関係）

- ・教材等の印刷や物品等の準備、宿題の提出状況の確認や採点作業補助等は、支援員に依頼し、負担軽減を促進する。
- ・校務 DX の促進や校務支援システムの機能を活用することにより、採点作業や成績処理等に係る事務負担軽減していく。
- ・学校は、行事の精選や内容の精査を引き続き行うとともに、行事に係る関係機関との日程調整、物品の準備等の業務について、教師と事務職員及び支援員等との連携を促進する。

支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」 関係）

- ・香南市教育委員会は、児童生徒の状況に応じて医療・福祉・警察等の関係機関と学校とを繋ぎ、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を維持していく。（学級担任としての責任を軽減するものではなく、連携協議の時間は十分確保する）
- ・特別支援教育支援員等の人材を学校へ配置していく。
- ・近年、複数の学校で外国籍の児童生徒また外国にルーツをもつ児童生徒が増加しており、学校生活への適応や学習面や進路の個別支援の必要性が高まっている。高知県教育委員会への日本語指導教員の確保に向けて配置の要望を引き続き行うとともに、香南市教育委員会として、児童生徒の生活や学習支援を行い、日本語指導のサポート業務を担う外国人児童生徒対応の支援員の継続配置を行っていく。

「3分類」 関係については、支援員や地域学校協働本部の方にアレルギー等突発的な対応をお願いするのは負担がかかると判断し、現在のところ記載はなし。

「3分類」 関係については、進路指導担当が担任や管理職等と連携し、生徒の進路について学校全体でバックアップを図っている。現在のところ記載はなし。

（3）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

業務の適正化が児童生徒や保護者との関係の希薄化や授業の質の低下にならないよう留意する。（例えばけがや病気で休んでいる児童への連絡を怠ることや担任業務や授業準備を疎かにすること等）

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、引き続き年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回

って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

- ・学校経営計画における「学校におけるワーク・ライフ・バランスを確保した働き方改革の推進」及び「教職員のメンタルヘルス対策」に関する項目について当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直しや、放課後の活動時間の勤務時間内での設定、校時表の工夫等を行う。また、各校で開発したもののや情報を学校間で共有する。
- ・「小・中学校教育DX推進事業」を進め、令和9年度までに市内の小中学校が学校情報化認定（優良校）を取得することを目指す。その課程で学校全体のICT活用レベルが引き上げられ、事務作業の効率化や会議や研修の効率化、授業準備の短縮などが促進されることが期待される。

（４）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・実際の時間より短い虚偽の時間外在校等時間を記録しないようにする。
- ・心身の健康問題についての相談窓口を知らせる。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・「香南市部活動ガイドライン」に沿った活動を進めていく。（例「1日の活動時間は、朝練習を含めて長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。」ことを守る）
- ・50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を90%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。【R6：87.6%】
- ・長期休業中の早出遅出勤務制度を活用し、ワーク・ライフ・バランスの向上を図る。
- ・定時退校日を月1回程度設定したり、長期休業等の期間中に一斉閉庁期間の設定を行ったりする等して、時間外勤務時間の縮減に向けた取組を行う。
- ・長期休業等の期間中を利用したり、学校の実情に応じたりして年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるようにする。
- ・1箇月時間外在校等時間が45時間を超えた教育職員に心身の健康面と働き方について管理職による面接指導を実施する。
- ・1箇月時間外在校時間が80時間を超えた教育職員には学校教育課から香南市役所健康相談室に繋ぎ、必要に応じて産業医による面接指導を実施する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・本計画の着実な実行を図るため、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、校務支援システムの出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握していく。また、本計画の内容に照らして課題が顕著に見られるときは、当該学校に聞き取り等を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう地域や保護者、学校運営協議会へ本計画の周知を行う。
- ・各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づいた取組を実施する。